

カンボジア王国民事非訴訟事件手続法

日本語条文

目 次

第1章 総則	1
第1条 (本法の目的)	1
第2条 (本法の趣旨)	1
第3条 (本法の適用範囲)	1
第2章 裁判所	1
第1節 管轄	1
第4条 (管轄裁判所)	1
第5条 (管轄裁判所の指定)	2
第6条 (管轄違いの場合の取扱い)	3
第7条 (優先管轄及び移送)	3
第8条 (職権証拠調べ)	3
第9条 (抗告)	4
第10条 (移送の決定の拘束力等)	4
第2節 裁判所の構成	4
第11条 (第一審における単独制と合議制)	4
第12条 (合議体における評議)	5
第13条 (合議体における評決)	5
第3節 除斥・忌避・回避	5
第14条 (裁判官等の除斥・忌避・回避)	5
第3章 関係人	5
第15条 (関係人)	5
第16条 (関係人能力)	6
第17条 (手続行為能力, 手続行為無能力者の法定代理)	7
第18条 (任意代理人による手続行為)	8
第19条 (任意代理人の資格)	8
第20条 (任意代理権の証明)	9
第21条 (任意代理権に関する民事訴訟法規定の準用)	9
第4章 費用	10
第22条 (費用の負担)	10
第23条 (費用の決定)	11
第24条 (費用の強制執行)	12
第25条 (費用の立替え)	12
第5章 審理	12
第26条 (申立ての方式及び記載事項)	12

第27条 (職権探知・職権証拠調べ)	13
第28条 (裁量による口頭弁論・審尋)	13
第29条 (本人出頭義務)	14
第30条 (検察官の立会・通知)	14
第31条 (利害関係人の手続参加)	15
第32条 (手続の受継)	15
第33条 (記録の閲覧等)	16
第34条 (民事訴訟法の準用)	16
第6章 裁判	17
第35条 (裁判の方式)	17
第36条 (決定の告知)	17
第37条 (決定の確定及び発効)	17
第38条 (決定の執行力)	18
第7章 不服申立て	18
第39条 (抗告)	18
第40条 (抗告期間)	19
第41条 (抗告期間経過後の追完)	20
第42条 (抗告審の手続)	20
第8章 保全処分	20
第43条 (保全処分の手続)	20
第44条 (不服申立て)	21
第45条 (事情変更による保全処分の取消し)	22
第46条 (一般後見開始の宣告の申立てがあった場合の財産の管理・保全処分と監護事項の指示)	22
第47条 (保佐開始の宣告の申立てがあった場合の財産の管理・保全処分と監護事項の指示)	23
第48条 (完全養子縁組を成立させる決定の効力発生前における親権の停止等) ..	24
第49条 (親権者の職務執行停止, 代行者の選任)	25
第9章 各種の事件に関する特則	25
第1節 後見及び保佐事件等	25
第50条 (一般後見等開始における医師等の診断)	25
第51条 (一般後見等開始における本人の陳述聴取)	26
第52条 (子の意見考慮)	26
第53条 (未成年後見人選任における本人の意見考慮)	26
第2節 失踪事件	27
第54条 (公示催告)	27
第55条 (決定確定の公告及び通知)	27
第10章 最終条項	27
第56条 (本法の適用期日)	27

第1章 総則

第1条（本法の目的）

本法は、民事非訴訟事件に関する手続について定めるものとする。

第2条（本法の趣旨）

本法は、民事非訴訟事件を解決する手続が適切に行われることをその趣旨とする。

第3条（本法の適用範囲）

- 1 民法の規定により裁判所の権限に属する事項のうち、別表各項に掲げるものについては、裁判所は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、本法の規定に従って裁判する。
- 2 第1項に定める裁判は、決定によって行う。
- 3 第2項に定める決定については、本法に特別の定めがある場合のほか、民事訴訟法中決定に関する規定を準用する。

<注>

- 1項 (1) 民法の定める権利・義務の存否に関する争いは、民事訴訟事件として民事訴訟法の定めるところにより、裁判所が裁判をする。しかし、民法には、民事訴訟以外に、私人間の生活関係に関する事項について、後見の見地からあるいは公益を保護する必要などから、国が介入することとし、そのために必要な処分をする権限を、裁判所に与える旨の規定が多数存在する。この場合に、裁判所がそれらの事項について民法上認められた権限を行使するには、法律に定める手続に従い、裁判の形式で行う必要がある。本法は、そのための裁判手続を定めるものである。
- (2) 本条は、本法の定める規定が適用になる事件の範囲を明らかにするため、民法の編別構成に従い、別表各項において、適用を受ける事件を列挙している。

第2章 裁判所

第1節 管轄

第4条（管轄裁判所）

- 1 本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件は、それぞれ別表に掲げる始審裁判所の管轄とする。
- 2 第1項の管轄は、申立ての時を標準として定める。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法8条（住所等によって定まる管轄）、日本非訟事件手続法2条〔住所等によって定まる管轄〕、日本家事審判規則99条〔相続に関する審判事件の管轄〕参照。

- 1 項 第3条（本法の適用範囲）により本法の規定が適用される事件は、カ民事訴訟法において適用の対象となる民事訴訟事件が対立する当事者（原告・被告）を予定するのに対して、そのような対立関係を予定しない。つまりは、基本的には民事訴訟の被告に相当する者を欠いている。このため、カ民事訴訟法8条が定めるように、被告の住所等により管轄を定めることはできない。本条は、いずれの地が当該事件の審理にとって適切であって（判断資料の豊富さ、迅速手続への貢献等）、他方で、関係人にとっての利便性や公平性の観点を踏まえて導き出されたものである。
- 2 項 住所地、居所地の存否や不確知は、申立時による（カンボジア民訴法17条（管轄の標準時）参照）。
- 第2項については、厳密に「申立ての時又は職権により手続を開始した時」とすることも考えられるが、かえって混乱を招くおそれがあるので、同項の表現にとどめた。

第5条（管轄裁判所の指定）

- 1 管轄権を有する裁判所が、法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき、又は、管轄区域が明確でないため管轄権を有する裁判所が定まらないときは、最高裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。
- 2 第1項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法第12条（管轄権を有する裁判所の指定）、日本非訟事件手続法4条〔指定管轄〕、日本民事訴訟法第10条、旧日本裁判所構成法10条1号参照。

- 1 項 管轄裁判所が実際に裁判できないことがある。
- 管轄裁判所が実際に裁判できない場合とは、担当裁判官がいずれも除斥されるとか、病気・天災等で事実上職務執行ができない事情がある場合などをいう。このような場合に備えて、あらかじめ司法行政上の措置として事前に定める制度もあり得るが（日本旧裁判所構成法13条）、本条は、そのようなことが行われぬか、又は、行われたとしてもあらかじめ定められた裁判所においてもまた、上記のような事情が生じた場合に、活用されることとなる。

カ民事訴訟法第12条（管轄権を有する裁判所の指定）

管轄権を有する裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないとき、又は管轄区域が明確でないため管轄権を有する裁判所が定まらないときは、申立てにより、最高裁判所が決定で、管轄権を有する裁判所を定める。

日本非訟事件手続法4条〔指定管轄〕

- 1 管轄裁判所ノ指定ハ数個ノ裁判所ノ土地ノ管轄ニ付キ疑アルトキ之ヲナス
- 2 管轄裁判所ノ指定ハ関係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所申立ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ為ス此決定ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第6条（管轄違いの場合の取扱い）

- 1 裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- 2 第1項の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。この申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法18条（管轄違いの場合の取扱い）、日本民訴法16条参照。

第18条（管轄違いの場合の取扱い）

- 1 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。
- 2 移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。この申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

第7条（優先管轄及び移送）

- 1 一の事件につき管轄権を有する裁判所が複数ある場合、事件の申立てを最初に受けた裁判所がその事件を管轄する。
- 2 第1項の場合、その裁判所は、事件を処理するために適当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、他の管轄権を有する裁判所に移送することができる。
- 3 第2項の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。この申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

<注>

日本非訟事件手続法3条〔優先管轄及び移送〕、日本家事審判規則4条、4条の2参照。

日本家事審判規則

- 第4条 1 家庭裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。
- 2 家庭裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送することができる。

第4条の2 前条の規定による移送の審判に対しては、当事者は、即時抗告をすることができる。

第8条（職権証拠調べ）

裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法16条(職権証拠調べ)を準用することと同じことであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

第9条(抗告)

- 1 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。
- 2 第40条(抗告期間)及び第41条(抗告期間経過後の追完)の規定は、第1項に定める抗告について準用する。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法21条(抗告)を準用することと同じであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

第10条(移送の決定の拘束力等)

- 1 確定した移送の決定は、移送を受けた裁判所を拘束する。
- 2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。
- 3 移送の決定が確定したときは、事件は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。
- 4 移送の決定が確定したときは、移送の決定をした裁判所は、移送を受けた裁判所に対し、事件記録を送付しなければならない。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法22条(移送の決定の拘束力等)を準用することと同じであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

第2節 裁判所の構成

第11条(第一審における単独制と合議制)

- 1 始審裁判所は、第2項に規定する場合を除き、1人の裁判官でその事件を取り扱う。
- 2 関係人の数その他の事情を勘案し、合議体で審理及び裁判をすることが適切と認められる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。
- 3 第2項の合議体の裁判官の員数は3人とし、そのうち1人を裁判長とする。
- 4 第2項に基づき、合議体が審理及び裁判をするときは、合議体はその旨の決定をしなければならない。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法23条(第一審における単独制と合議制)を準用することと同じであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

例えば、遺産分割事件など、多数の関係人が手続に関与する場合には、裁量合議事件とすることができる

る。

第12条（合議体における評議）

- 1 合議体である裁判の評議は、これを公開しない。
- 2 評議は、裁判長がこれを開き、かつ整理する。
- 3 各裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。
- 4 評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、秘密を守らなければならない。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法24条（合議体における評議）を準用することと同じであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

第13条（合議体における評決）

- 1 裁判は、合議体を構成する裁判官の過半数の意見により決する。
- 2 合議体を構成する裁判官は、それぞれ同等の評決権を有する。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法25条（合議体における評議）を準用することと同じであるが、分かりやすさのために、書き下ろしている。

第3節 除斥・忌避・回避

第14条（裁判官等の除斥・忌避・回避）

- 1 裁判官及び書記官の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法第1編第2章第3節の規定は、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件に準用する。
- 2 第40条（抗告期間）及び第41条（抗告期間経過後の追完）の規定は、第1項で準用する民事訴訟法第1編第2章第3節の規定に定める抗告について準用する。

<注>

カンボジア王国民事訴訟法27条（裁判官の除斥）以下、日本非訟事件手続法5条〔裁判所職員の除斥〕、日本民事訴訟法第23条以下参照。日本家事審判法4条、日本家事審判規則4条の3参照。

第3章 関係人

第15条（関係人）

本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件において、申立人、申立ての相手方その他当該事件

に関する決定によって自己の権利又は法的地位に直接の影響を受ける者は、事件に関する関係人として、当該事件に関する手続に関与することができる。

<注>

カ国民訴訟法第32条～第38条参照。

- (1) 本条は、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の関係人について定める。民事訴訟の当事者は、訴え又は訴えられることによって判決の名宛人となる者、すなわち原告と被告であるが、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件における関係人は、民事訴訟の当事者とは必ずしも同一ではない。確かに、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の多くは、当事者による訴えの申立てによって開始する民事訴訟と同様、私人の申立てによって開始される。そこでは、手続の申立人やその相手方、更には利害関係人として手続参加をする者など、手続に主体的に関与する者がおり、それらの者に手続の主体としての地位が認められ得る。例えば、カ民法第24条（一般後見開始の宣告）の定める一般後見開始の宣告の手続は、同条第1項第1文所定の者の申立てにより開始する。このような申立人は、本法の適用ある事件の関係人である。また、例えば、カ民法第980条（財産分割）による財産分割の場合には、財産分割の申立てに対して、その決定の名宛人となる申立ての相手方がおり、このような申立ての相手方にも、関係人の地位が認められ得る。

他方、例えば、上記の一般後見開始の宣告の手続では、その手続が私人の申立てにより開始されるものの、財産分割の場合とは違って、その宣告決定の名宛人となるが手続には全く関与しない者（一般被後見人）が存在する。このような場合に、宣告の名宛人となる者は、その宣告により自己の法律上の権利義務や法的地位に変動を来す者であるから、当該宣告に対する不服申立てをして、以後、関係人として手続関与していくことができる。したがって、このような決定の名宛人は、仮に申立人や申立ての相手方ではなくても、関係人として関与することが認められ得る。

- (2) また、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の中には、手続が私人の申立てによってではなく裁判所の職権により開始するものもあり（例えば、カ民法68条（清算人の就任）第3項による清算人選任手続）、この種の手続では、(1)で挙げた申立てにより開始する事件とは異なり、始めから関係人が存在するわけではないが、裁判所が関係人として手続に引き入れた者が、手続に関与していくことが認められ得る。

第16条（関係人能力）

第15条（関係人）に定める関係人は、民法その他の法律の規定により権利又は義務の主体となることができる者でなければならない。

<注>

カ国民訴訟法第32条第1項参照。

本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件において関係人となることのできる一般的能力を関係人能力という。民事訴訟における当事者能力に相当する概念であり、民事訴訟と同様、民法その他の法律の規定により権利義務の主体となることのできる者が本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の手続においても関係人となることができる。

第17条（手続行為能力，手続行為無能力者の法定代理）

- 1 民法その他の法律の規定により独立して行為をする能力を有する者は，本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の手続において，関係人として必要な手続行為をすることができる。
- 2 未成年者及び一般被後見人は，法定代理人によらなければ，有効な手続行為をすることができない。ただし，次に掲げる場合は，この限りではない。
 - 一 未成年者が独立して行為をすることができる場合
 - 二 未成年者及び一般被後見人が自らの身分に関する行為をする場合
- 3 第2項に定める法定代理人及びその代理権については，民法その他の法律の規定に従う。
- 4 第1項及び第2項に定める関係人として有効に手続行為をすることのできる能力並びに，第2項及び第3項に定める法定代理人及びその代理権については，民事訴訟法第33条（被保佐人及び法定代理人の手続行為の特則）ないし38条（法人の代表者への準用）の定めを準用する。

<注>

カ国民事訴訟法第32条第2項・第3項・第4項，第33条ないし第38条，カ国人事訴訟法第8条参照。

1項 本法の適用のある事件において自ら単独で有効に手続行為を行い，又は受けるために必要な能力を手続行為能力という。民事訴訟における訴訟能力に相当する概念である。したがって，民事訴訟の訴訟能力と同様，民法上の行為能力者は，すべて手続行為能力を有する。

2項 しかし，未成年者や一般被後見人のような制限能力者（カ国民法第16条（制限能力者の意義））は，原則として行為能力はなく，法定代理人によってのみ手続行為をすることができる。ただし，未成年者が婚姻して成年に達したものとみなされる場合（カ国民法第968条（婚姻による成年擬制））や，親権者等により営業を許された場合（カ国民法第20条（営業を許された未成年者）第1項）には，手続行為能力が認められる（本条第2項第一号参照）。

なお，身分関係については，身分関係に関する行為が身分関係の当事者の人格に最も影響の大きい行為であるから，できるだけ本人の意思に基づくことが望ましい。したがって，本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件でも，身分関係に関する行為は，意思能力がある限り，制限能力者であっても，手続行為能力は認められる（本条第2項第二号）。例えば，カ国民法第953条（未成年者の婚姻）第3項で，父母などが不当に同意を拒絶する場合に未成年者が行う裁判所に対する同意に代わる裁判の申立ては，制限能力者であっても未成年者が単独でなすことができる。同種の例として，カ国民法第979条（合意離婚）により，夫婦双方が離婚に合意した場合に裁判所に対して行う離婚申立てが挙げられる。この点については，カ国人事訴訟法第8条（人事訴訟における訴訟能力等）第1項及び同項の注参照。

4項 関係人の手続行為能力及び手続行為無能力者の法定代理については，カ国民法の行為能力や法定代理に関する規定の適用があるほか（本条第1項・第3項参照），カ国民事訴訟法第一編第三章第一節の訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理に関する諸規定が準用される（本条第4項）。具体的には，カ国民事訴訟法第33条（被保佐人及び法定代理人の手続行為の特則），第34条（外国人の訴訟能力の特則），第35条（訴訟能力等を欠く場合の措置等），第36条（特別代理人），第37条（法定代理権の消滅の通知），第38条（法人の代表者への準用）が準用される。特に重要な点を挙げると，次のとおりである。

まず、被保佐人は自ら手続行為をなすには原則として保佐人の同意が必要であるが（訴訟行為に関するカ国民法第30条（行為の取消権）第4号）、被保佐人が相手方となって手続行為をするについては保佐人の同意を要しない（カ国民訴法第33条（被保佐人及び法定代理人の手続行為の特則）第1項準用）。また、後見監督人（カ国民法第1075条（未成年指定後見監督人・未成年選定後見監督人）、第1110条（一般後見監督人））が選任されている場合、一般後見人その他の法定代理人は、手続行為をなすのに原則として後見監督人の同意が必要であるが（カ国民法第1090条（法定代理権及び同意権の制限）・第1126条（法定代理権及び同意権の制限）・第30条（行為の取消権））、法定代理人が相手方となって手続行為をするには後見監督人の同意を要しない。他方、申立ての取下げなど、決定によらないで事件を終結させる場合は、関係人に重大な結果を招くので、そのための特別の同意が必要である（カ国民訴法第33条（被保佐人及び法定代理人の手続行為の特則）第2項準用）。

次に、手続行為能力のない者のした行為や法定代理権のない者がした行為は無効である。ただし、手続行為無能力者の行為や法定代理権のない者の行為でも、能力を有するにいたった関係人、又は、法定代理人が追認することによって、有効とすることができる（カ国民訴法第35条（訴訟能力等を欠く場合の措置等）の準用）。

第18条（任意代理人による手続行為）

- 1 関係人は、手続に関する一切の行為を自ら行うか、又は、自らが選任した任意代理人を通じて手続上行為を行うことができる。
- 2 関係人は、任意代理人を選任した場合であっても、自ら手続に関する行為を行うことができる。

<注>

日本非訟事件手続法第6条、日本家事審判規則第5条、カ国民民事訴訟法第52条参照

- 1項 関係人は、自ら手続上の行為を行うか、任意代理人を選任して代理人にそれを行わせることができる。任意代理人の選任は義務ではない。任意代理人が行った手続行為は、関係人本人が行った場合と同一の効果を生じる。
- 2項 関係人は任意代理人を選任しても、手続行為ができなくなるわけではなく、代理人とともに裁判所の審問期日などに出席し、陳述などの手続行為をすることは妨げられない。

第19条（任意代理人の資格）

- 1 第18条（任意代理人による手続行為）に規定する任意代理人は、弁護士又は裁判所の許可を得た者でなければならない。
- 2 裁判所は、弁護士以外の者に与えた第1項の許可をいつでも取り消すことができる。

<注>

カ国民民事訴訟法第53条、日本民事訴訟法第54条、日本非訟事件手続法第6条第2項参照。

- 1項 関係人が、任意代理人を選任して代理人に手続行為を行わせる場合、弁護士を代理人とすることができる。弁護士以外の者を代理人とする場合は、裁判所がその者による代理を許可した者でなけ

ればならない。弁護士以外の者を代理人とするために、裁判所の許可が要求されるのは、代理人が手続上、本人の利益を適切に代弁できるよう確保するためである。

本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件の場合は、訴訟事件の場合と異なり、裁判所が職権により後見的に関与するものであり、訴訟事件に比して当事者本人に法律知識や手続上の熟練が要求されない場合も多いため、代理人を選任したり、それを弁護士にする必要性は、訴訟事件ほど大きくない。

- 2項 裁判所は、本条第1項により許可した任意代理人について、当該代理人による手続追行の必要性・相当性などを考慮して、その許可を取り消すことができる。この取消しに対しては、裁判所の手続裁量により判断されるものであるから、不服申立てはできない。

第20条（任意代理権の証明）

第18条（任意代理人による手続行為）第1項の規定により選任された任意代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。ただし、第19条（任意代理人の資格）第1項による裁判所の許可に基づく任意代理人については、この限りでない。

<注>

日本非訟事件手続法第7条、カ国民訴訟法第53条参照。

- (1) 代理の委任は、書面でも口頭でも行うことができるが、任意代理人の権限は、書面で証明しなければならない（本条第1文）。手続の安定・明確化を図る目的である。代理権の範囲は、場合ごとにその範囲を確定しなければならない。

なお、任意代理人の代理権の範囲は、個々の場合の授権の内容によって定まるが、代理権に何ら制限が付されていない場合には、当該事件の処理に必要な一切の行為をする権限を有するとみられる（カ国民訴訟法第54条（任意代理人の権限）参照）。

- (2) 第19条（任意代理人の資格）第1項により弁護士以外の第三者を代理人にする場合には、裁判所の許可が必要であるが、その許可を求める際に、本人が裁判所に出頭し、口頭で代理人の選任を届け出る場合があり得る。この場合は、裁判所において、本人が代理人に委任する意思を確認することが必要である。その上で、書記官がその陳述を調書に記載した場合には、本人の意思に間違いのないから、本条第1文の定める書面による代理権の証明は必要でない。

第21条（任意代理権に関する民事訴訟法規定の準用）

任意代理人については、民事訴訟法第55条（任意代理権が消滅しない場合）、第56条（任意代理権の消滅事由）及び第57条（代理権を欠く場合の措置）の規定を準用する。

<注>

カ国民訴訟法第55条～第57条参照。

- (1) 代理権は、手続行為の有効要件であるから、代理権を欠く者が行った手続行為や、代理権を欠く者に対してなされた相手方や裁判所の手続行為は無効である。したがって、裁判所は、いかなる段階にあるかを問わず、その存在を職権により調査しなければならない。しかし、欠缺があっても、本

人の追認によって有効とすることができる（カ国民訴訟法第57条（代理権を欠く場合の措置）第1項・第3項参照）。

- (2) 当事者の死亡等により代理権は当然には消滅しない（カ国民訴訟法第55条（任意代理権が消滅しない場合）参照）。手続の円滑迅速な進行を図る必要があること、授權の目的は明確であるし、死亡した当事者本人の意思としても自己の死亡により代理人の代理権が当然消滅することは予定してないと考えられるし、相続人の意思にも合致することがその理由である。

第4章 費用

第22条（費用の負担）

- 1 本法に定める事件の手続の申立てをするには、5000リエルの手数料を納めなければならない。
- 2 第1項に定める手数料以外の費用については、本法において特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法62条（手数料以外の裁判費用）及び63条（当事者費用）の規定を準用する。
- 3 第1項及び第2項の費用は、本法において特にその負担者を定めている場合を除き、事件の申立人の負担とする。
- 4 検察官が申立てをした事件又は裁判所が職権で開始した事件においては、第1項及び第2項に定める費用は、国の負担とする。
- 5 民事訴訟法64条（負担割合及び費用償還）3項の規定は、複数の者が共同して費用を負担すべき場合に準用する。
- 6 申立人が第1項に定める手数料を納めるべき場合において、手数料を納めないときは、裁判所は相当の期間を定め、その期間内に手数料を納めるべきことを命じなければならない。この場合において、申立人が手数料を納めないときには、裁判所は、決定で、申立書を却下しなければならない。
- 7 第6項の申立書却下決定に対しては、抗告をすることができる。
- 8 第39条（抗告）の規定に基づいて抗告をするには、5000リエルの手数料を納めなければならない。第6項の規定は、抗告人が手数料を納めない場合について準用する。

<注>

日本非訟事件手続法26条、29条参照。

- 1項 本法に定める事件（非訟事件）においては、原則として民事訴訟事件のような訴額を算出することが困難であるので、一律に固定額の申立手数料を納めるべきものとしている。
- 2項 申立手数料以外の裁判費用や当事者費用の意義や範囲については、民事訴訟法と同様の規律に従うことを定めている。ただし、費用の負担については、本法の規定に従うものとする。
- 3項 非訟事件においては、基本的に民事訴訟事件のような勝訴者と敗訴者というものがないので、原則として一律に申立人に負担させることにしたものである。
- 4項 検察官による申立ては公益の代表者としてなされるものであり、裁判所の職権による開始も公益のためになされるものであるため、国の負担としたものである。
- 5項 共同して費用を負担すべき者が数人ある場合には、民事訴訟法64条3項が準用され、原則として平等に負担することになる。ただし、裁判所は、事情に応じて、連帯負担や負担割合の変更などを命ずることもできる。複数の者が共同して費用を負担すべき場合としては、数人が共同して申立

てをした場合や、第23条（費用の決定）によって関係人が申立人と共同して費用を負担すべきことを命ぜられた場合などが考えられる。

- 6項 1項に定める申立手数料が申立人の負担である場合に、申立人がそれを納めないとき、裁判所が補正を命じ、申立人がそれに応じないときには、決定で申立書を却下することを定める。民事訴訟法78条1項2文及び2項と同趣旨の規定である。
- 7項 6項の却下決定に対しては、抗告できることを定める。民事訴訟法78条3項と同趣旨。
- 8項 第39条（抗告）の規定に基づいて抗告をする場合には、抗告人は改めて手数料を納めなければならない（1文）。この手数料も、第1項の場合と同様に固定額である。手数料を納めない場合には、裁判所は補正を命じ、抗告人がそれに応じない場合は決定で抗告状を却下する（2文）。

第23条（費用の決定）

- 1 裁判所は、第22条（費用の負担）に定める費用について、その負担者又は額を決定する必要があると認めるときは、その費用の金額を確定して、事件についての決定とともに決定をしなければならない。
- 2 裁判所は、特別の事情があるときは、本法に定める規定によって費用を負担すべきとされている者ではない関係人に対し、費用の全部又は一部の負担を命ずることができる。
- 3 費用の決定に対しては、その負担を命じられた者に限り、抗告をすることができる。ただし、独立して不服を申し立てることはできない。

<注>

日本非訟事件手続法27条、28条、30条参照。

- 1項 本法に定める事件の手続に関して生じる費用は、原則的な費用の負担者である申立人が支出しているのが通常であろうから、多くの場合には、手続の終了後に特に費用の決定をする必要はない（第22条）。しかし、申立人以外の者が費用の負担者とされている場合や、関係人に費用を負担させる場合などにおいては、既に費用を支出している者から費用の負担者に対する償還請求が問題となる。そのような場合には、負担者とその負担額を本条に定める決定により確定し、これを執行名義とすることで（第24条）、費用を支出した者の償還請求権の実行を確保しておく必要がある。この費用の決定は、事件の決定とともになされなければならない。
- 2項 第22条の原則やその他の法律の規定に従って費用の負担をさせることが不公平になるような場合には、裁判所は関係人に費用を負担させることができる。したがって、本項にいう「特別の事情」とは、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点からみて妥当性を欠く場合である。具体的には、正当な理由なく期日に出頭しない関係人に対して、審理が遅延したことによって生じた費用の負担を命じる場合などが、これに当たる。
- 3項 費用の決定は例外的な裁判であるので、これによって費用の負担を命じられた者だけが不服申立をすることができるものとしている。また、独立して不服を申し立てることはできないとされているのは、費用の決定だけに不服申立を認めると、事件についての決定は変更することができないのに、事件についての決定とは異なった判断に基づいて、費用の決定を変更しなければならないという事態が生ずるおそれがあるので、このような事態を避けるためである。

第24条（費用の強制執行）

- 1 費用の債権者は、費用の決定に基づいて、強制執行をすることができる。
- 2 民事訴訟法第6編の規定は、第1項の強制執行に準用する。ただし、執行をする前に決定を送達することを要しない。
- 3 費用の決定に対する抗告があったときは、民事訴訟法305条2項の規定を準用する。

<注>

日本非訟事件手続法31条参照。

- 1項 非訟事件の決定は、一般に執行力がないことが多いが、費用の決定については、費用の債権者の償還請求権を確保するために、特に執行力を有する旨を明文で定めている。
- 2項 費用の決定の強制執行に際しては、基本的に民事訴訟法第6編の規定が準用されるが、360条の執行名義の事前送達はする必要がない。これは、手続の簡易迅速を考慮したものである。
- 3項 抗告がなされている場合に常に強制執行を許すとすると、場合によっては妥当性を欠くことになるので、抗告の提起に伴って、強制執行の一時停止などの仮の処分を認めたものである。

第25条（費用の立替え）

裁判所が職権で行う証拠調べ、呼出し、告知その他必要な処分の費用は、国においてこれを立替える。ただし、裁判所は、費用を要する行為につき、関係人にその費用を予納させることができる。

<注>

日本非訟事件手続法32条参照。

裁判所が職権で行う証拠調べ等について、関係人が費用を納めるまで待っていると、迅速な処置を阻害してその意味を失わせるおそれがあるので、国家がこれを一時立て替えるものとしている。あくまでも立替えであって、最終的には、第22条の規定や第23条の決定によって定める費用の負担者が、負担しなければならない。したがって、国は、負担者に対して償還を求め、場合によっては第24条に基づく強制執行を行うことになる。ただし、国がまず立て替えて、その後に償還を求めることは裁判所の負担となるので、迅速な処置が必要ない場合や、関係人が直ちに費用を予納できる場合には、裁判所は、関係人に費用を予納させることをもって、原則的な処理とすべきであろう。

第5章 審理

第26条（申立ての方式及び記載事項）

- 1 申立ては、本法その他の法律により特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。
- 2 申立書には次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 二 求める決定その他の裁判所の行為及びその原因となる事実
- 3 口頭で申立てをするには、第2項各号の事項について書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、書記官は、調書を作成し、署名しなければならない。この場合の調書は、申立書と

みなす。

- 4 証拠書類がある場合には、その原本若しくは謄本を申立書に添付し、又は口頭での申立ての際に裁判所に提出しなければならない。

<注>

日本非訟事件手続法8条、9条、33条、日本民事訴訟規則1条。

申立書の記載事項は、民訴法75条2項の訴状の記載事項と同様である。「求める決定その他の裁判所の行為」には、親権者の指定（カ民法1037条3項）のように第3条が定める事項について裁判所の裁判を求めるもの他に、裁判官の除斥（第14条（裁判官等の除斥・忌避・回避））の申立てのように手続的に付随する事項について裁判所の裁判を求めるもの、遺言の検認（カ民法1213条1項）のように裁判所の確認行為を求めるもの、さらに、限定承認の申立て（カ民法1257条）や相続放棄の申立て（カ民法1260条）のように意思表示の受領を求めるものが含まれる。本条2項各号記載の事項以外に、申立ての年月日や裁判所の表示も、事実上必要となろう。

民法で、申立てを書面で行わなければならない旨を定めている条文があれば、「その他の法律」を加える必要がある。現時点では本法にも民法にも申立ての方式について特別の定めがない。

第27条（職権探知・職権証拠調べ）

- 1 裁判所は、申立人又は相手方が主張しない事実も、決定の基礎に採用することができる。この場合において、裁判所は、その事実について当事者の意見を聞くように努めなければならない。
- 2 裁判所は、必要と認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをしなければならない。

<注>

日本非訟事件手続法11条、日本家事審判規則7条。

本法所定の事項は、一般に公益性が高く、真実発見の必要があることから、民事訴訟とは異なり、弁論主義（カ民訴法95条）は採用せず、申立人・相手方の主張しない事実についても決定の基礎とすることができる。また職権による証拠調べも、民事訴訟（カ民訴法124条2項）とは異なり、補充的ではない。もっとも、裁判所が、事実や証拠を申立人・相手方に知らせないままに採用すると、申立人・相手方にとっては不意打ちになる可能性があることから、裁判所は、申立人・相手方の提出していない事実や証拠を採用する場合には、可能な範囲で申立人・相手方の意見を聞くことが望ましい。

本条は、人事訴訟における職権探知（人事訴訟法14条（職権探知））と比べると、強制力がなく方式の定めもない「事実の調査」を認める点が異なる。

第28条（裁量による口頭弁論・審尋）

- 1 裁判所は、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件について決定をするには、口頭弁論を経る必要はない。
- 2 口頭弁論をしない場合には、裁判所は、申立人、相手方又は必要と認める者を審尋することができる。この場合において、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

<注>

日本民訴法87条1項・2項, 日本非訟事件手続法13条, 日本家事審判規則6条, カ民訴法114条1項・2項。

本法が対象とする事項については, プライバシー保護の必要性が高いもの, あるいは対審の要請の低いものが多いことから, 決定をするために, 公開・対審が保障される口頭弁論を開く必要はない。口頭弁論を開くかどうかは裁判所の裁量にゆだねられている。日本では口頭弁論が開かれるのは極めて稀である。

口頭弁論を行わない場合には, 当事者に手続の機会を与えるために審尋を行うことができる。2項の「審尋」とは, 申立人・相手方が個別的に書面又は口頭で主張する手続であり, また裁判所が申立人・相手方あるいは必要と認める者から事実の存否についての情報を収集する手続である。審尋は, 特に定まった方式はなく, 対席も必要ではない。

第29条 (本人出頭義務)

- 1 裁判所は, 期日を定めて, 申立人, 相手方又は必要と認める者を呼び出すことができる。
- 2 第1項の規定に基づく裁判所の呼出を受けた者が正当な理由なく出頭しない場合には, 裁判所はこれを100万リエル以下の過料に処することができる。

<注>

日本家事審判規則5条, 家事審判法27条。

裁判所は, 申立人・相手方に書面又は口頭で事実を主張させるために, また裁判所が申立人・相手方あるいは必要と認める者から事実の存否についての情報を収集するために, 期日を定めて申立人, 相手方又は必要と認める者を呼び出すことができる。

申立人又は相手方が事実を主張するための期日であれば, 民事訴訟におけるのと同じく(カ民訴法52条1項), 本人は出頭せず, 任意代理人が代わって出頭することも認められる。これに対して, 裁判所が申立人, 相手方又は必要と認める者から事実の存否についての情報を収集するための期日であれば, 事案の真相を把握するためには任意代理人ではなく呼び出された本人が出頭して裁判所に事情を説明する必要がある。実際の事件では, ある期日の目的が両方である場合もある。

裁判所は, ある期日の目的が後者あるいは両方である場合には, 期日の呼出を行う際にその旨を明らかにして, 本人が出頭すべき旨を伝えるという運用をすべきである。なお, 本人が出頭すべき場合に, 任意代理人も一緒に出頭することもできる。

第30条 (検察官の立会・通知)

- 1 裁判所は, 公益上必要があると認めるときは, 事件及び口頭弁論又は審尋の期日を検察官に通知しなければならない。
- 2 検察官は, 公益上必要があると認めるときは, 事件について意見を述べ, 口頭弁論又は審尋の期日に立ち会うことができる。
- 3 裁判所その他の官庁及びその職員並びに検察官は, 職務上検察官が申立て又は請求をすることができる場合が生じたことを知った場合には, これを管轄裁判所に対応する検事局の検察官に通知しなければならない。

<注>

日本非訟事件手続法15条, 16条。

民事訴訟においては、公益上必要がある場合には、検察官は民事訴訟手続に立ち会って意見を述べることができる(カ民訴6条)。本法が定める手続においても、同様に、公益上必要があると認める場合には、検察官は意見陳述と口頭弁論又審尋への立会とをすることができる。

3項が定める検察官の請求によって裁判をすべき場合とは、例えば、一般後見開始の宣告(カ民法24条)である。

第31条(利害関係人の手続参加)

- 1 裁判所は、相当と認めるときは、第15条(関係人)の関係人のうち申立人又は相手方でない者を手続に参加させることができる。
- 2 第1項に定める者は、裁判所の許可を受けて、手続に参加することができる。

<注>

日本家事審判法12条, 日本家事審判規則14条。

本法が対象とする事項について判断をする際には、事件の真相を把握し適切に判断をするために、親族間の人間関係等身分関係にまつわる事情を考慮する必要性が高いことから、申立人又は相手方以外の関係人も、決定の結果について利害関係を有することから、裁判所の命令によって(1項)、又は自ら許可を申し立てて(2項)、当事者に準じる立場で手続に参加することが認められる。

「申立人又は相手方以外の関係人」としては、例えば次のような例が考えられる。

- (1) 配偶者が申し立てた一般後見開始(カ民法24条1項)の事件における本人。
- (2) 完全養子縁組の申立てがなされた場合の実父母。カ民法1011条但書に基づいて完全養子縁組の成立について実父母の同意は不要であると主張されている場合には、この実父母にはカ民法1011条但書の要件の存否について主張をする機会を保障すべきである。

第32条(手続の受継)

- 1 申立人又は相手方が、死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令によりその手続の申立てをする資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
- 2 裁判所は、第1項の場合において必要があると認めるときには、法令によりその手続の申立てをする資格のある者に手続を受継させることができる。

<注>

日本家事審判規則15条。

例えば一般後見開始の宣告の申立て(カ民法24条1項)を本人が行っている場合には、その者が死亡すれば手続を続行する意味がなくなるから、手続は当然終了させることになる。これに対してその申立てを配偶者あるいは親族が行っている場合でその申立人が死亡したときには、手続を終了させてしまうと、再度申立て資格を有する別の者が申立てを行う必要が生じ、手続的に不経済である。そこで、本条は、手

続の申立て資格を有する者からの申立て（1項）又は裁判所の職権（2項）により、手続を受継することを認めている。

「資格の喪失」とは、例えば遺言執行者という資格で遺言による相続人の廃除の決定を申し立てていた者（カ民法1152条）が辞任あるいは解任（カ民法1227条）により遺言執行者としての資格を失った場合をいう。

「その他の事由」として現時点では具体的な例はない。例えばカンボジアの破産法が破産手続の開始決定によって債務者の財産の管理処分権を制約する旨を定めるとすれば、夫婦共有財産の処分（カ民法976条1項）に係る決定手続における夫婦の一方又は両方についての破産手続開始決定が「その他の事由」として考えられる。

第33条（記録の閲覧等）

- 1 裁判所は、事件の関係人の申立により、相当であると認めるときは、手数料を納付させて、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は書記官に記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。
- 2 申立人又は相手方が、決定書の正本、謄本若しくは抄本又は事件に関する証明書の交付を求めたときは、前項の規定にかかわらず、書記官が、これを交付する。

<注>

日本家事審判規則12条。

1項は、事件の記録の閲覧や謄写については、プライバシーを保護する必要がある場合が多いことから、裁判所の許可が必要である旨を定める。カ民訴258条が定める訴訟記録の閲覧等、及び事件に関する証明書の交付と比べると、閲覧等ができる者の範囲が狭い。これは、身分関係事件等プライバシー保護に配慮すべき事件が多いことに基づく。

閲覧を許可することが相当ではない場合として、例えば、成年後見決定の申立ての際に裁判所に提出された精神病の診断書の閲覧を被後見人となるべき本人や親族が求める場合が考えられる。

2項は、決定書の正本や事件に関する証明書は、事件の当事者である申立人又は相手方は、裁判所の許可なく、交付を求めることができる旨を定める。

第34条（民事訴訟法の準用）

- 1 期日、期間、疎明の方法に関する民事訴訟法の規定は、その性質に反しない限り、本法が定める手続に準用する。
- 2 口頭弁論、証人尋問、当事者尋問、鑑定、検証及び書証に関する民事訴訟法の規定は、その性質に反しない限り、本法の定める手続において口頭弁論を開く場合に準用する。

<注>

日本非訟事件手続法10条。

カ民事訴訟法の規定のうち、期日及び期間（第2編第8章第1節）、疎明の方法（131条）に関するものは、本法が定める手続にも同様に適用する。

また口頭弁論を開く場合には、口頭弁論（第2編第2章第4節）、証人尋問（第2編第3章第2節）、当事者尋問（第2編第3章第3節）、鑑定（第2編第3章第4節）、書証（第2編第3章第5節）及び検証（第2編第3章第6節）に関する民事訴訟法の規定が準用される。この準用により、例えばカ民訴法132条のような強制的な措置を執ることをできるようになる。本法が定める手続においては、一般に真実発見の要請が高いことから、当事者尋問や書証における真実擬制（カ民訴法140条2項、153条）は、本法が定める手続の「性質に反する」ため、準用されない。

第6章 裁判

第35条（裁判の方式）

第3条（本法の適用範囲）第2項の決定は、書面により、理由及び主文を記載し、裁判官が署名しなければならない。

<注>

日本非訟事件手続法17条、日本家事審判規則16条。

本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件についての決定は原則として書面により、主文及び理由を記載する。理由を記載するのは、裁判官の判断の客観性を担保するとともに、判断理由を当事者に明らかにし、不服申立ての便に資するためである。ただ、判決の場合と比べて、理由の記載は裁判の中身に従って簡潔なもので足りる場合もある。なお、職権により裁判がされる場合も同様とされる。

第36条（決定の告知）

第3条（本法の適用範囲）第2項の決定は、これを受ける者に告知する。決定の告知は、決定書の正本の送達又は送付によってする。

<注>

日本非訟事件手続法18条、日本家事審判法13条本文、カンボジア民訴法213条

非訟事件における本案の決定は、これを受ける者に告知される。決定の告知を受ける者は、事件の関係人（第15条（関係人）参照）のうち実際に手続に関与した者及びいわゆる事件本人（例えば、一般後見事件の一般被後見人や未成年養子縁組事件の養子など）である。告知の方法は、判決のように、常に送達（民訴法251条により裁判所で書記官が直接交付する方法によるものを含む。）による必要はなく、送達以外の方法として、普通郵便等による送付によってもよい。なお、民事訴訟における決定とは異なり、非訟事件における本案の決定は、その告知により効力を生じるのではなく、その確定によって初めて効力を生じる（第37条（決定の確定及び発効）3項参照）。

第37条（決定の確定及び発効）

1 第3条（本法の適用範囲）第2項の決定は、第40条（抗告期間）に定める抗告期間の満了前には、確定しないものとする。

- 2 第1項に規定する決定の確定は、第1項の期間内にした抗告の提起により遮断される。
- 3 第1項に規定する決定は、確定しなければその効力を生じない。

<注>

日本家事審判法13条但書、カンボジア民訴法193条

非訟事件の本案の決定が確定するのは、抗告期間（第40条（抗告期間）参照）が徒過したとき（1項）又は抗告が抗告審で斥けられたとき（2項）である（これに対し、保全処分に係る決定については、第43条（保全処分の手続）6項参照）。上記の決定は、その確定によって初めて効力を生じる（3項）。この発効時期の規律は、民事訴訟法に定める決定の場合とは異なる（民事訴訟法の場合は、告知によって効力が生ずるものとされている。カンボジア民訴法213条1項）。したがって、決定が申立人等に告知されても、抗告期間が満了する前は、その決定は効力を生じないし、抗告が提起されたときは、抗告審の決定がされるまでは、やはり効力を生じないことになる。

第38条（決定の執行力）

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる確定した決定は、民訴法350条に定める執行名義となる。

<注>

日本家事審判法15条。

非訟事件の裁判は、権利関係の創設又は変更だけをするのが原則である。しかし、このような原則をあらゆる場合に貫くと、事件の簡易迅速な処理を望む当事者に対して過剰な負担を課すことになる場合があることから、一定の決定については、権利の形成とともに、その実現のための金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行等の給付をも命ずることを認め、この給付決定について執行力を認めたものである。具体的には、夫婦間の協力扶助の決定、婚姻費用分担の決定、子の監護に関する決定、財産分与の決定、親権者の指定・変更の決定、扶養の決定、遺産分割の決定などにおいて、裁判所は給付を命ずることができ、執行力が認められ得る。ただし、決定はその確定によって初めて効力を生じる（第37条（決定の確定及び発効）3項参照）ので、確定したものに限り、執行力を認め、判決のような仮執行は認めないこととしている（緊急の保護の必要がある場合には、保全処分によるものとする）。

第7章 不服申立て

第39条（抗告）

- 1 本法に特別の定めがある場合を除き、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件についてなされた同条第2項の決定によって自己の権利又は法的地位に不利な影響を受ける者は、その決定に対して抗告をすることができる。
- 2 申立てによってのみ決定をすべき場合において、申立てを却下する決定に対しては、申立人に限り抗告をすることができる。

<注>

非訟事件手続法20条参照。

- 1項 本条第1項は、抗告の対象となる決定を個別的に明文で定める方法をとらず、本法第3条（本法の適用範囲）第1項に定める事件に関する決定を、すべて概括的に抗告の対象とするものである。もっとも、保全処分決定に対する抗告などについては本法に特別の定めがあるので、本条の適用はない。

本条第1項は、同時に、抗告をすることができる者の資格要件を定めている。すなわち、申立人、相手方がある場合の決定についてはその相手方、及び、その他の利害関係人であって、決定の内容により自己の権利又は法的地位に不利な影響を受ける者には、抗告による不服申立てを認める趣旨である。

- 2項 申立てがなければ裁判をなし得ない事件、すなわち職権によっては裁判をなし得ない事件においては、その申立てを却下した決定によって権利又は法的地位に不利な影響を受けるのは通常は申立人自身であること、また、他の申立権者は改めて自らの立場において申立てをなし得ることに鑑み、1項の適用範囲の限界を示す注意規定として、2項を定めている。

決定手続においては、判決手続であれば「棄却」とすべき場合も、「却下」として処理される。民事訴訟法544条の注を参照。

第40条（抗告期間）

- 1 抗告は、抗告をすることができる者が決定の告知を受けたときは、その日から2週間内にしなければならない。
- 2 抗告をすることができる者が第36条（決定の告知）により決定の告知を受ける者でないときは、事件の申立人が告知を受けた日から2週間内にしなければならない。
- 3 職権で開始された事件においては、第2項の期間は、最後に告知を受けた者が告知を受けた日から起算する。
- 4 第1項及び第2項に定める期間は、伸長することができない。

<注>

非訟事件手続法25条・日本民訴法332条。なお、カンボジア民訴法303条（抗告期間）参照。

- 2項 抗告をすることができる者の中には、申立人のように決定の告知を受ける者のほか、利害関係人であって告知を受けない者もあり得る。後者については、その者が決定の存在を何らかの方法で認識した時点から抗告期間を起算すべきかも知れないが、認識の時点は不明確であり、また、そのような者が多数いる場合、決定はなかなか確定しないおそれがある。そこで、問題がないわけではないけれども、迅速な確定の必要性を重視し、申立人に対する告知の時を基準として起算することにした。家事審判規則17条参照。

- 3項 職権によって開始された事件においては、申立人はいないので、最後に告知を受けた者を基準とする趣旨である。なお、第36条（決定の告知）の注を参照。

第41条（抗告期間経過後の追完）

- 1 抗告をすることができる者が自己の過失なくして抗告期間を遵守することができなかつた場合は、その事由が消滅した後1週間内に限り抗告をすることができる。外国に在る者については、この期間は2箇月とする。
- 2 第1項の期間は、伸長することができない。

<注>

日本非訟事件手続法22条参照。

カンボジア民法245条と同内容である。この規定は、第42条（抗告審の手続）によって準用される関係にあるが、重要であるので明確にするためにこのような注意規定を置いた。

第42条（抗告審の手続）

抗告審に関する手続については、この章に特別の定めがある場合を除き、第5章（審理）の規定を準用するほか、民事訴訟法第3編第4章（抗告）の規定を準用する。

<注>

家事審判規則18条、非訟事件手続法25条参照。

第8章 保全処分

第43条（保全処分の手続）

- 1 この法律に定める事件の申立てがあつた場合においては、裁判所は、この法律の定めるところにより、申立てにより又は職権で、担保を立てさせて又は担保を立てさせないで、決定により、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 2 第1項に定める保全処分は、疎明に基づいて命ずる。
- 3 第1項に定める保全処分の申立てをするときは、申立人は、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。
- 4 第3項の申立てをした者は、第27条（職権探知・職権証拠調べ）第2項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。
- 5 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
- 6 第1項に定める保全処分に関する決定は、これを受ける者に告知する。第1項に定める保全処分に関する決定は、告知により直ちにその効力を生ずる。
- 7 第1項に定める保全処分の効力及び執行は、民事訴訟法の仮差押え及び仮処分の効力及び執行に関する規定に従う。
- 8 民事訴訟法第545条（仮差押決定の必要性）、第546条（仮差押決定の対象）、第547条（仮差押解放金）、第548条（仮処分決定の必要性等）及び第549条（仮処分の方法）の規定は、第1項に定める保全処分について、第71条（担保の提供方法及び担保の変換）の規定は、第1項に定める担保について、準用する。

<注>

- (1) 日本国家事審判法15条の3第1項, 家事審判規則15条の2参照
- (2) 保全処分につき管轄を有するのは, 本案の事件が係属している裁判所である。本案につき抗告が提起された場合は, 抗告事件が係属する抗告裁判所が, 保全処分を命ずる権限を有する。
- (3) 保全処分は, 申立てにより命ずる場合と, 職権で命ずる場合とがある。このそれぞれについて, 担保を立てさせる場合と, 立てさせない場合とがある。さらに, 担保を立てさせる場合には, 担保を立てさせた上で保全処分の決定をする方式と, 保全処分の決定の内容として, 担保を立てることを執行の条件として保全処分を命ずる方式とがある。
- (4) 民法第1142条(扶養の程度又は方法)の定めに基づき, 扶養の程度又は方法を定める決定を求める申立てを本案として, 扶養料請求権の強制執行を保全するために本条によって仮差押えを命ずるような場合は, 一般の仮差押えとは異なり, 仮差押解放金(カンボジア王国民事訴訟法547条)を定める必要はない。この場合, 被保全権利である扶養料請求権の内容が確定していないからである。
- (5) この法律に定める事件においては, 裁判所は職権で事実の調査及び証拠調べをする義務を負う(第27条(職権探知・職権証拠調べ)第2項参照)が, 本条4項はその例外を定めている。本案の事件と異なり, 保全処分については, 迅速に適切な処分を命ずる必要が大きいため, そのことにもっとも密接な利害関係を有している申立人に保全処分を求める事由を疎明させるのが, 適当であるからである。
- (6) 保全処分の申立てにつき, 費用の支払は不要である。

第44条(不服申立て)

- 1 第43条(保全処分の手続)第1項に定める保全処分の申立てをした者は, 申立てを却下する決定に対し, 抗告をすることができる。
- 2 本案の申立てを認める決定に対し抗告をすることができる者は, 第43条(保全処分の手続)第1項に定める保全処分に対し, 抗告をすることができる。
- 3 第2項の規定により抗告が提起された場合において, 保全処分の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全処分の執行により回復の困難な損害が生ずべきことについて疎明があったときは, 抗告裁判所は, 申立てにより, 以下の処分を命ずることができる。
 - 一 抗告についての決定が効力を生ずるまでの間, 担保を立てさせて又は担保を立てさせないで, 保全処分の執行を停止すること。
 - 二 抗告についての決定が効力を生ずるまでの間, 担保を立てさせて, 既にした執行処分を取り消すこと。
- 4 事件の記録が原裁判所に存する間は, 原裁判所も, 第3項に定める処分を命ずることができる。
- 5 第40条(抗告期間)及び第41条(抗告期間経過後の追完)の規定は, 本条に定める抗告について準用する。第43条(保全処分の手続)第4項及び第5項の規定は, 第3項の疎明について, 民事訴訟法第71条(担保の提供方法及び担保の変換)の規定は, 第3項の担保について準用する。
- 6 民事訴訟法第555条(原状回復を命ずる決定)の規定は, 第2項の規定による抗告に基づき第43条(保全処分の手続)第1項に定める保全処分を命ずる決定を取り消す決定について準用する。

<注>

日本国家事審判規則15条の3・15条の5参照

第43条（保全処分の手続）1項に定める保全処分は、決定の形式でなされ、これを受ける者に告知されれば、直ちに効力を生ずる（第43条（保全処分の手続）6項）。保全処分に対して抗告を提起することはできるが（本条2項）、抗告を提起しても保全処分の効力は当然には停止しない。抗告審に係属中、保全処分の効力を停止し又は取り消してもらうには、本条3項により、抗告審の特別な裁判（仮の処分）を得ることが必要である。

本条による抗告につき、費用の支払は不要である。

第45条（事情変更による保全処分の取消し）

- 1 第43条（保全処分の手続）第1項の規定による保全処分が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁判所は、第44条（不服申立て）第2項に規定する者の申立てにより、又は職権で、保全処分を取り消すことができる。
- 2 第43条（保全処分の手続）第2項から第6項までの規定は、第1項の申立て及び決定について、準用する。
- 3 保全処分の申立てをした者は、第1項により保全処分を取り消す決定に対し、抗告をすることができる。
- 4 第1項の申立てをした者は、申立てを却下する決定に対し、抗告をすることができる。この場合においては、第44条（不服申立て）第3項から第5項までの規定を準用する。
- 5 民事訴訟法第555条（原状回復を命ずる決定）及び第556条（保全決定を取り消す決定の効力）の規定は、第1項により保全処分を取り消す決定について準用する。

<注>

日本国家事審判法15条の3第2項・第7項、家事審判規則15条の4参照。

- (1) 本条は、第43条（保全処分の手続）第1項の規定による保全処分が確定した後に、その理由が消滅したり事情の変更によりその必要性がなくなった場合に、裁判所が、申立てに基づいて、又は職権で保全処分を取り消すことができる旨を定める。保全処分を受けた者が、保全処分が確定する前にこれらの事由が生じたと主張する場合や、保全処分発令時に既にその要件がなかったと主張する場合は、本条による取消しの申立てではなく、第44条（不服申立て）第2項により保全処分に対して抗告をすることになる。
- (2) 本条による取消しの申立てがなされた場合の審理の手続は、保全処分そのものの審理の手続と同様に なされる（本条第2項による第43条（保全処分の手続）第2項から第6項までの準用）。また、取消しの申立てにつき決定をするまでの間の仮の処分の手続などは、保全処分に対して抗告がなされた場合と同様である（本条第4項による第44条（不服申立て）第3項から第5項までの準用）。

第46条（一般後見開始の宣告の申立てがあった場合の財産の管理・保全処分と監護事項の指示）

- 1 民法第24条（一般後見開始の宣告）に定める一般後見開始の宣告を求める申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、一般後見開始の宣告の申立てについての決定が効力を生ずるまでの間、財

産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

- 2 民法第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限等）までの規定は、第1項の規定により選任された財産の管理者について準用する。
- 3 一般後見開始の宣告を求める申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、一般後見開始の申立てについての決定が効力を生ずるまでの間、民法第26条ただし書に規定する行為を除き、本人の財産上の行為につき、第1項の規定により選任された財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。
- 4 第3項の規定による決定は、財産の管理者に告知しなければならない。
- 5 第3項の規定による決定がされたときは、裁判所は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。
- 6 第3項の規定による決定に対する抗告の期間は、財産の管理者が第4項の規定による告知を受けた日から進行する。財産の管理者が複数あり、それらの者が告知を受けた日がそれぞれ異なるときは、そのうち最も遅い日から抗告の期間が進行する。
- 7 第3項の規定による決定があったときは、本人及び財産の管理者は、民法第26条ただし書に規定する行為を除き、本人がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

<注>

日本国家事審判規則23条参照。カンボジア王国民法第24条参照。

- (1) 本条は、一般後見開始の宣告を求める申立てがあった場合に、当該申立てについての決定をする前に、裁判所が、保全処分として、財産の管理者の選任、関係人に対する財産の管理や本人の監護に関する事項の指示をすることができる旨を定めるものである。
- (2) 本条第3項以下は、一般後見開始の宣告を求める申立てがあった場合に、当該申立てについての決定をする前に、保全処分として後見を命ずる制度を採用するものである。日本国家事審判規則23条はこのような制度を備えている。第3項に定める保全処分は、一般後見開始の宣告を先取りする極めて強力なものであり、本人の財産管理権限を奪うものであるから、この保全処分を発令するには、裁判所が一般後見開始の宣告の要件の存在につき、かなり高い程度の心証を形成している必要がある。

逆に、裁判所がそのような高い程度の心証を既に形成しているのであれば、速やかに審理を進めて、保全処分ではなく、本来の一般後見開始の宣告をすればよく、あえて保全処分として後見を命ずる必要に乏しいとも考えられる。

他方で、宣告決定が速やかに出されても、抗告がなされると決定の確定までに時間がかかる場合もあることを考えれば、このような保全処分の必要性が全くないともいえない。このように、本条第3項以下で規定する保全処分の要否は、一般後見開始の宣告の申立てについての審理及び宣告決定に対する抗告についての審理に要する期間の長短に左右されることになる。

第47条（保佐開始の宣告の申立てがあった場合の財産の管理・保全処分と監護事項の指示）

- 1 民法第28条（保佐開始の宣告）に定める保佐開始の宣告を求める申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保

を立てさせないで、保佐開始の宣告を求める申立てについての決定が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

- 2 民法第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）までの規定は、第1項の規定により選任された財産の管理者について準用する。
- 3 保佐開始の宣告を求める申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立てについての決定が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為のうち民法第30条に規定するものにつき、第1項の規定により選任された財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。
- 4 第3項の規定による決定は、財産の管理者に告知しなければならない。
- 5 第3項の規定による決定に対する抗告の期間は、第43条（保全処分の手続）第6項の規定による告知があった日及び本条第4項の規定による告知があった日のうち最も遅い日から進行する。
- 6 第3項の規定による決定があったときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為で民法第30条に規定するものを取り消すことができる。この場合においては、制限能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

<注>

日本国家事審判規則30条参照。カンボジア王国民法第28条参照。

- (1) 本条は、保佐開始の宣告を求める申立てがあった場合に、当該申立てについての決定をする前に、裁判所が、保全処分として、財産の管理者の選任、関係人に対する財産の管理や本人の監護に関する事項の指示をすることができる旨を定めるものである。
- (2) 本条第3項以下は、保佐開始の宣告を求める申立てがあった場合に、当該申立てについての決定をする前に、保全処分として保佐を命ずる制度を採用するものである。日本国家事審判規則30条はこのような制度を備えている。

第3項に定める保全処分は、保佐開始の宣告を先取りする極めて強力なものであり、本人の財産管理権限を奪うものであるから、この保全処分を発令するには、裁判所が保佐開始の宣告の要件の存在につき、かなり高い程度の心証を形成している必要がある。

逆に、裁判所がそのような高い程度の心証を既に形成しているのであれば、速やかに審理を進めて、保全処分ではなく、本来の保佐開始の宣告をすればよく、あえて保全処分として保佐を命ずる必要に乏しいとも考えられる。

他方で、宣告決定が速やかに出されても、抗告がなされると決定の確定までに時間がかかる場合もあることを考えれば、このような保全処分の必要性が全くないともいえない。このように、本条第3項以下で規定する保全処分の要否は、保佐開始の宣告の申立てについての審理に要する期間の長短に左右されることになる。

第48条（完全養子縁組を成立させる決定の効力発生前における親権の停止等）

- 1 民法第1007条（完全養子縁組の成立の方式）に定める完全養子縁組を成立させる決定の申立てがあった場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、完全養子縁組の成立を求める申立てについて決定の効力が生ずるまでの間、養子と

なるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止することができる。この場合において、他に親権者または未成年後見人の職務を執行する者がいないときは、裁判所は、職務代行者を選任しなければならない。

2 裁判所は、いつでも、その選任した職務代行者を改任することができる。

<注>

日本国家事審判規則64条の5参照。カンボジア王国民法第1007条以下参照。

- (1) 本条は、完全養子縁組を成立させる決定の申立てがあった場合に、裁判所が、その申立てにつき決定をする前に、その申立てをした者の申立てに基づいて、保全処分として、養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる旨を定める。
- (2) 複数の親権者又は未成年後見人のうち、一部の者のみについて職務の執行停止を命ずる場合、他の親権者又は未成年後見人のみで職務の遂行に支障がないのであれば、職務代行者を選任する必要はない。

第49条（親権者の職務執行停止，代行者の選任）

- 1 民法第1048条（親権者としての権限の停止又は剥奪の宣告）に定める親権者としての権限の停止又は剥奪の宣告を求める申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権者としての権限の停止又は剥奪の宣告を求める申立てについての決定の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止することができる。この場合において、他に親権者がいないときは、裁判所は、職務代行者を選任しなければならない。
- 2 裁判所は、何時でも、その選任した職務代行者を改任することができる。

<注>

日本国家事審判規則第74条参照。カンボジア王国民法第1048条以下参照。

- (1) 本条は、親権者としての権限の停止又は剥奪の宣告を求める請求があった場合に、裁判所が、その請求につき決定をする前に、請求をした者の申立てに基づいて、保全処分として、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる旨を定める。
- (2) 複数の親権者のうち、一部の者のみについて職務の執行停止を命ずる場合、他の親権者のみで職務の遂行に支障がないのであれば、職務代行者を選任する必要はない。

第9章 各種の事件に関する特則

第1節 後見及び保佐事件等

第50条（一般後見等開始における医師等の診断）

裁判所は、民法第24条（一般後見開始の宣告）第1項に定める一般後見開始の宣告又は同法第28条（保佐開始の宣告）第1項に定める保佐開始の宣告の決定をするには、本人の精神の状況について医師その他適当と認める者の専門的意見を聴かなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない。

<注>

日本家事審判規則24条, 30条の2。

一般後見や保佐開始の決定は、人の行為能力に対する重要な制限を加える結果となるので、専門的な知見に基づいて慎重に判断されなければならない。そのための制度上の保障として、「医師その他適当と認める者の専門的意見を聴く」ことが求められる。

第51条（一般後見等開始における本人の陳述聴取）

裁判所は、第50条（一般後見等開始における医師等の診断）の決定をするには、本人に陳述の機会を与えなければならない。

<注>

日本家事審判規則25条, 30条の2。

本人の身分、行為能力に制限を加える決定をするときには、不利益処分を受ける者の意見を聴く必要があるというのが、人権保障の原則である。

第52条（子の意見考慮）

裁判所が、民法第7編第5章の、子の親権者を定め又は子の監護につき必要な処分を定める決定をするに当たっては、子の意見は、その年齢及び成熟度に従って考慮されなければならない。

<注>

日本家事審判規則54条, 64条の7, カンボジア人訴22条4項。

「子の監護に関する処分」には次のものが含まれる。カンボジア民法第1039条（親権者の変更）、第1040条（子と同居していない親の権利及び義務）第4項・5項〔面接・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担、その変更〕、第1041条（子の状況に関する報告請求権）、第1048条（親権者としての権限の停止又は剥奪の宣告）、第1049条（親権の停止又は剥奪宣告の取消し）、第1050条（親権者の辞任及び回復）、第1051条（親権者の変更）。

この条項は、子供の権利条約の規定に従った文言になっている。日本の家事審判規則では「15歳以上」の場合に意見陳述を聴かなければならないとされているが、15歳未満であっても、子を一個の人格として尊重し、その意見を考慮する必要がある。

第53条（未成年後見人選任における本人の意見考慮）

第52条（子の意見考慮）の規定は、民法第1068条（未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準）の未成年後見人の決定について準用する。

<注>

日本家事審判規則25条, カンボジア民法第1068条。

第2節 失踪事件

第54条（公示催告）

- 1 民法第42条（公示催告）の公示催告は、公告の方法でこれをする。
- 2 公告は、裁判所の掲示板に掲示し、かつ、司法省公報に掲載してこれをする。
- 3 裁判所は相当と認めるときは、第2項に規定する方法に加えて、日刊新聞への掲載その他適当と認める方法によって公告することもできる。
- 4 第1項の公告には、以下の事項を掲げなければならない。
 - 一 申立人の氏名及び住所
 - 二 不在者の氏名、知られている最後の住所及び出生の年月日
 - 三 不在者は、公示催告期間の満了の日までにその生存の届出をすべく、若しその届出をしないときは、失踪の宣告を受くべき旨
 - 四 不在者の生死を知る者は、公示催告期間の満了の日までにその届出をすべき旨
 - 五 公示催告期間の満了の日
- 5 公示催告期間は、民法第41条（失踪宣告の要件）第1項の場合には6ヶ月以上、同第2項の場合には2ヶ月以上でなければならない。

<注>

日本家事審判規則21条，39条，40条。カンボジア民法41条，42条。

公告の方法や公示催告期間については、カンボジアの実情に応じて決定されるべきである。

第55条（決定確定の公告及び通知）

- 1 失踪を宣告する決定が確定したときは、書記官は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、失踪の宣告を受けた者の戸籍事務を管掌する者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、失踪の宣告を取り消す決定が確定した場合について準用する。

<注>

日本家事審判規則44条。

カンボジアにおいて身分登録簿（civil status の記録）は、コミュニン、地方裁判所など複数の場所に保管されることになっており、一箇所に集中していない。失踪宣告を正確に身分登録簿に反映させるためにはどうすべきか、カンボジア側の意見を聞いて最終決定されるべきである。

第10章 最終条項

第56条（本法の適用期日）

この法律は、民法の適用の日から適用する。

<注>

- (1) 本条は、本法の適用期日について定めるものである。

本法は、民法に規定する裁判事項のうち、訴訟で処理されるもの以外のもの（決定手続によって処理されるもの）に関する手続法である（本法第3条参照）から、民法の適用と同時に、すなわち、民法の適用の日から適用することとしたものである。

- (2) 一般に、公布のために国王により審署された法律は、プノンペンにおいては審署の日から10日後に、全土においては審署の日から20日後に施行される（憲法第93条第1項）ので、本条のような特別の規定を設けなければ、本法は、国王による審署の日から起算してプノンペンにおいては10日を経過した日、全土においては、20日を経過した日から適用されることになる。

しかしながら、本法は、上記のとおり、民法に規定する裁判事項のうち、訴訟で処理されるもの以外のもの（決定手続によって処理されるもの）に関する手続法である（本法第3条参照）から、民法の適用の日よりも前に適用する意味はなく、また、民法の適用の日よりも後に本法の適用の日が遅れると、その適用がされるまでの間は、上記の裁判事項に関する当事者の権利の実現が不可能となり、適当ではないから、両者の適用の日を一致させる必要がある。そこで、本条は、本法の適用の日について特別の定めをし、本法の適用の日を民法の適用の日と一致させることとしたものである。

- (3) 民法の適用の日は、民法第9編 最終条項 1305条（最終条項）1項の規定により、民法とは別に定める法律により規定される。同項の別に定める法律として民法適用法が制定され、本条にいう民法適用の日とは、民法適用法が民法適用の日として定める日である。

<後注>

- (1) 他の法律の廃止及び矛盾・抵触規定の失効に関する規定の要否

本法は、現地専門家の調査結果によれば、本法の前身に相当する手続法はないようであり、完全な新規立法ということになるので、他の法律の廃止に関する規定（民事訴訟法588条1項参照）は、不要であると考えられる。

同様に、本法とその適用の日において矛盾・抵触する規定があることも考えられないので、矛盾・抵触規定の失効に関する規定（同条2項参照）も不要である。

- (2) 経過規定の要否

新たに法令が制定され、又は既存の法令が改正又は廃止されることより、法の体系に変更が加えられ、法秩序に変化が生ずる場合に、新旧の法秩序の調整に関する措置を「経過措置」といい、これを定める規定を「経過規定」という。この場合に、一挙に新しい法秩序へ移行することとすると、法的安定性を不当に害したり、社会生活や法的手続に混乱が生ずることがあるため、従来の法秩序から新しい法秩序への移行を円滑に行うことができるよう、新旧の法秩序の間に必要な調整を加え、従来の法令の適用を暫定的に容認したり、新しい法令の規定の適用について暫定的な特例を設ける措置を定めることが多いが（その例として、民事訴訟法第八編 第一章 572条以下参照）、本法においては、経過規定は、設けていない。その理由は、次のとおりである。

- ① 前記のとおり、本法は、新規立法であり、本法に規定する手続の前身となる旧手続が存在しないから、新旧の手続の関係やその調整に関する規定を設ける必要がない。
- ② 本法は、第56条に規定するとおり、民法の適用の日から適用される。法令は、適用の日より前に遡って適用をする旨の規定や適用を一定の日まで猶予する規定などの特別の規定を設けない限

り、適用の日以降に生じた事象について適用されるが、本法については、適用の日以降に生じた事象について適用することとすれば足り、特別の規定を設ける必要性がない。適用の日以降に生じた事象について適用することは、当然の事柄であるので、規定を設ける必要はない。

- ③ また、経過規定は、新しい法令の規定の適用について、制度の整備に時間を要するなどの理由から、新しい法令の規定の適用について、暫定的な特例を設ける必要がある場合にも必要となるが、本法については、そのような必要があるものとは認められない。

(3) 本法の適用の対象となる裁判事項

本法は、その適用の対象を民法の規定に基づく裁判事項のうち、別表に掲げる一定のものに限定している。したがって、民法が適用されない裁判事項や、民法に規定がある裁判事項であっても、別表に掲げるもの以外のものについては、本法の規定の適用はない。

なお、民法が適用されない裁判事項について、本法の類推適用があるかどうかについては、次の(4)を参照されたい。

(4) 経過措置に関する解釈問題の個別的検討

ア 遺産分割の手續と本法の適用

現在、遺産分割の申立てがあった場合の手續は、実務上の解釈として、判決手續で行っているといわれている。

民法適用法に、相続に関する規定の適用についての条文として、「相続に関する規定は、適用期日以降に開始した相続に限り、これを適用する。この場合においては、適用期日前に生じた事項についても、相続に関する規定を適用する。」旨の規定を設ける方向で検討が進められている。

上記規定によると、民法適用の基準時は相続の開始の日であるから、民法の適用前に開始された相続について、民法の適用後に遺産分割の申立てがされることがあり得る。そこで、このような場合の手續は、現在と同じく判決手續によるのか、民事非訴訟事件手續法によるのが問題となる。

これについては、民法の適用前に開始された相続における遺産分割は、民法に基づくものではないから、その申立ては、別表に掲げる遺産分割の申立てには該当せず、したがって、これについて民事非訴訟事件手續法の適用がないことは明らかである(上記後注(3)参照)。しかし、前記のとおり、現在、遺産分割の申立てがあった場合の手續は、実務上の解釈として、判決手續で行っているのであるから、その手續をどのように行うかは、専ら解釈にゆだねられた問題であり、民法適用後の解釈としては、従来の解釈を踏襲することも考えられるが、民事非訴訟事件手續法によって遺産分割の手續が整備されたことから、その適用後は、判決手續ではなく、同法を類推適用して決定手續により行うとの解釈の方が妥当であると思われる。いずれにしても、現在、これについて規定がなく、解釈にゆだねられている以上、経過措置についてのみ規定を設けることは適当ではないから、解釈により解決する必要がある。

次に、民法及び民事非訴訟事件手續法の適用の際に現に係属中の遺産分割の事件については、特別の経過規定が設けられておらず、かつ、上記のとおりその申立ては、別表に掲げる遺産分割の申立てには該当しないから、これについて民事非訴訟事件手續法の適用はない。したがって、民法及び民事非訴訟事件手續法の適用後も、引き続き従来の手續が適用されるものと解される。

イ 婚姻家族法10条の失踪宣告の申立ての手續と民法41条の失踪宣告の申立ての手續との関係

婚姻家族法10条の失踪宣告の申立ての手續については、現在、明文の規定がないため、実務では、解釈として、旧民法98条以下に定める一般の失踪宣告の手續に基づいて、判決手續により宣告を行っている。なお、失踪宣告の効力については、婚姻家族法10条2項が、失踪宣告がされた場合、「何

人も失踪した配偶者が現れても、後婚についての異議を申し立てることができない。」と規定していることから、失踪宣告を受けた者の配偶者が再婚をすることにできるに止まるとする説が有力である（なお、現在、一般の失踪宣告に関する規定を欠くことから、実際上の必要のため、相続まで認めるべきであるとする説も提唱されているが、条文上の根拠に乏しい。）。

これに対して、民法41条の失踪宣告の申立てについては、民事非訴訟事件手続法の規定が適用され、その審理は、決定手続で行われる。その効果としては、失踪宣告を受けた者は死亡したものとみなされるから、相続の開始を伴うことになる。

このように両者は、手続及び効果を異にするから、全く別個の手続である。なお、民法の失踪宣告は、相続開始の効果を伴うものに限られ、婚姻家庭法10条の失踪宣告に相当する規定は設けられていない（ただし、離婚に関しては、978条1項において、配偶者の1年以上の生死不明が離婚原因として規定されている。）。

したがって、裁判所に婚姻家庭法10条の失踪宣告の申立てがされ、その係属中に、民法及び民事非訴訟事件手続法の適用がされた場合、その申立ては、民法41条の失踪宣告の申立てには該当しないから、その手続について民事非訴訟事件手続法に規定する失踪宣告の手続の適用はない。

このようなことからすると、婚姻家庭法10条の失踪宣告の手続については、経過措置として、特別の規定が設けられない限り、民法及び非訴訟事件手続法の適用後も、その手続に関する従前の解釈が維持され、その適用前と同様の手続が行われるものと解される。

なお、この点については、民法適用法に次のような趣旨の規定が設けられる予定である。

「適用期日前に婚姻家庭法10条の規定に基づき配偶者の失踪宣告の規定が申し立てられているときは、その失踪宣告については、なお従前の例による。」

この規定は、適用期日前に申し立てられた婚姻家庭法10条の失踪宣告の申立てについては、民法及び民事非訴訟事件手続法の適用後も、手続及び効果の両者について、なお従前の例によること、すなわち、従前の解釈が維持されることを民法の適用に伴う経過措置として明らかにしたものである。したがって、この規定により、民法及び非訴訟事件手続法の適用の際に現に係属する婚姻家庭法10条の失踪宣告の申立事件については、民事非訴訟事件手続法の適用がないことが、経過措置として明らかにされたことになる。